

## 子どもの権利委員会開催の予定

2019/01/10

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会が1月14日～2月1日に開催される。この会期では、バーレーン、ベルギー、ギニア、イタリア、日本、シリアの状況の審査、子どもの売買に関する選択議定書に基づきチェコに関する審理が行われる。上記の国々を含む子どもの権利条約と選択議定書の締約国は、委員会の前回の勧告と子どもの権利条約・選択議定書の実施状況について審査を受けなければならない。委員会は、各国に関する見解を2月7日に公表する予定である。ハッシュタグは#CRC80、会合の様子はインターネットで生中継される予定である。子どもの権利委員会は、子どもの権利条約(現締約国 196 カ国)、武力紛争における子どもの関与、子どもの売買・買売春・ポルノ、個人通報に関する3つの選択議定書の締約国の遵守を監視し、世界中から選出された18名の独立の人権専門家から成る。委員会の最終見解は各国の人権義務の遵守を独立に評価するものである。

## 人権と「2030 アジェンダ」の相乗効果に関する会合の予定

2019/01/11

### 国連人権高等弁務官事務所

「持続可能な開発目標」の実現と人権の相乗効果を討議する会合がジュネーブで1月16日に行われる。この会合は「人々のエンパワーと包容・平等の確保」をテーマとし、バチエレ人権高等弁務官、人権理事会議長、各国の専門家グループ、国連機関、国内人権機関、市民社会組織などが参加し、人権の促進・保護と「2030 アジェンダ」の実施における成功事例・成果・課題・教訓についてパネルディスカッションなどを行う。会合の様子はインターネットで生中継される予定である。#SDGshumanrights。人権理事会は2018年3月に人権の促進・保護と「2030 アジェンダ」の実施に関する決議 37/24 を採択し、人権と「2030 アジェンダ」に関する対話と協力のために1日の会期間会合を2回開催すると決定した。今回は初の会合となる。

## 子どもの権利委員会第 80 会期開幕

2019/01/14

### 国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 80 会期が開幕した。今会期では、子どもの権利条約に基づくバーレーン、ベルギー、ギニア、イタリア、日本、シリアの報告書、子どもの売買等に関する選択議定書に基づくチェコの報告書の審査が行われる。開会の挨拶でバチレ人権高等弁務官は、子どもの権利条約 30 周年にあたる今年は、条約の原則と目標を一層重視するよう唱導する好機であり、また、「2030 アジェンダ」の世界的レビューも強力な人権推進の場であり、子どもの尊厳と権利にも大きな利益をもたらすと述べた。事務局の代表は、子どもの権利条約の締約国は 196 カ国と変わらないが、南スーダンが武力紛争における子どもの関与と子どもの売買等に関する 2 つの選択議定書を批准、また、エクアドル、サンマリノ、チュニジアが個人通報に関する選択議定書を批准したことで、3 つの選択議定書の締約国はそれぞれ 168 カ国、175 カ国、42 カ国になったと報告した。

## 人権高等弁務官が資金提供を求める

2019/01/16

### 国連人権高等弁務官事務所

バチエレ人権高等弁務官は、各国政府が人権に資金提供しなければ、この“大混乱の時代”において持続可能な平和・安全保障・開発は達成されないであろうと述べ、3億2,150万ドルの資金提供を訴えた。人権高等弁務官は、人権活動は人々の不満、紛争、不平等、苦悩、差別を防止するのであり、権利を維持しようとするすべての国に対する支援によって、多く難題は解決されるとした。人権高等弁務官事務所の今年度の活動計画の目標は、法の支配と責任追及の強化、市民活動の保護・拡大、差別撲滅、開発政策・計画への人権の組入れ、紛争状況における早期警戒・人権保護であり、不平等、気候変動、デジタル分野における人権、腐敗、移住、女性・若者・障がい者に関する活動を強化する予定であると述べた。世界人権宣言70周年の昨年、61カ国を含む83の寄付者から財政的支援を受け、前年比28%増の1億8,560万ドルの資金を得たが、2億7,800万ドル不足したと説明した。

## 人権理事会普遍的定期審査作業部会 開催の予定

2019/01/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会普遍的定期審査作業部会第 32 会期が 1 月 21 日～2 月 1 日に開催される。この会期では、ニュージーランド、アフガニスタン、チリ、ベトナム、ウルグアイ、イエメン、バヌアツ、マケドニア、コモロ、スロバキア、エリトリア、キプロス、ドミニカ共和国、カンボジアの 14 カ国が審査される。これらの国の高官が人権義務の履行努力について説明し、人権理事国全 47 カ国で構成される作業部会は、それぞれの国に関して、積極的な前進がみられる点の評価し、問題点を指摘する。今会期は 3 巡目審査の 6 回目の会合にあたり、各国には前回審査の際の勧告を実施するためにとった措置について説明することが期待されている。各国代表と作業部会との討論は 3 時間半行われ、その後の 30 分間で各国に対する勧告が採択される予定である。今会期の結果文書は、6～7 月に開かれる人権理事会第 41 会期の全体会合で採択されることになっている。

## 子どもの権利委員会 日本の報告書を審査

2019/01/17

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会では、日本の第4次・5次合併報告書の審査が行われた。大鷹正人外務省国連担当大使は、日本の子どもたちがいじめ・虐待・性的搾取・貧困などの問題に直面していること、政府は保育所・学童保育施設入所待機児童の削減、幼児教育や高等教育の無償化などに取り組んでいることなどを説明した。委員は、現行の法律は子どもの権利に基づかず、条約規定を組み入れておらず、子どもの権利に関する包括的な法律と政策・戦略が必要であると指摘した。また、共同親権が認められていないこと、競争が激しい教育環境、インクルーシブから程遠い障がい児教育、犯行時18歳の者への死刑の言渡しなどに懸念を示し、福島原発事故の子どもに対する影響への対応について質問があった。最後に日本の報告書の担当委員は、体罰、差別、多様性の評価、個々の事案や政策立案において子どもの意見を聞くこと、少年司法、社会的養護の分野で今なお問題があると述べた。

## 経済改革と人権に関する新たなガイドライン

2019/01/21

国連人権高等弁務官事務所

対外債務と人権に関する独立専門家が、人権理事会に2月28日に提出予定の「経済改革の人権影響評価に関する指導原則」を公表し、次のように述べた。この指導原則は、各国政府が経済政策を立案する際には、経済危機時を含めていかなる時も人権義務から逃れることはできないことを示している。すべての経済政策は人権に影響をもたらす。政府はあらゆるレベルで、経済改革の策定の際には自身の人権義務に適切な考慮を払わなければならない。人権影響評価は特に女性や障がい者などの特定の個人・グループにもたらす経済措置の潜在的・累積的影響に留意すべきである。指導原則はまた、国際金融機関・債権者・ドナーは自身の融資や贈与が人権にもたらす影響を無視してはならないことを明確にしている。特にIMFや世界銀行などの国際金融機関には、経済改革のための融資条件・助言・提案によって借入国の人権義務の履行が損なわれないようにする義務がある。

## 人権専門家がダボス会議に向けて声明

2019/01/22

国連人権高等弁務官事務所

ビジネスと人権に関する作業部会議長が、ダボスで開催される世界経済フォーラムに向けて声明を発表した。内容は以下のとおり。今回のフォーラムでは、企業活動全体を通して人権を尊重すべきすべての企業の責任が討議されないことを懸念する。この点が討議されない限り、今回のテーマである「グローバル化 4.0-第4次産業革命時代の新たな構造の共有」は、これまでのグローバル化の失敗の繰返しになるであろう。政府とビジネスリーダーに対して、持続可能かつインクルーシブな開発を達成するために、協力して新技術の潜在力を利用するよう求める。同時に次の点を想起したい。①ビジネスが人権を尊重することは、すべてのためのグローバル化活動に不可欠であること、②より多くの企業が実際に人権に妥当な注意をし、改善メカニズムを確立し、人権を尊重しつつあること、③人権侵害を回避する企業活動は、持続可能な開発の実現に大きく寄与すること、である。



## 世界ハンセン病の日に向けて人権専門家が声明

2019/01/24

国連人権高等弁務官事務所

1月27日の世界ハンセン病の日に向けて、ハンセン病患者とその家族に対する差別の撤廃に関する特別報告者が声明を発表した。内容は以下のとおり。子どもはハンセン病に対して最も弱い存在であり、身体的障がいと偏見という人生を左右する難題に直面する。ハンセン病は簡単に治癒できるが、早期の診断・治療を受けなければ神経・手足・視力に回復不能な損傷を与える。2017年にWHOには210,671件のハンセン病の発症が報告されている。多くの場合、ハンセン病の子どもは診断を受けることがない。ハンセン病の抑制と子どもの予防のための保健制度が欠如しており、残念なことに障がいのある子どもが多いというデータもある。多くの国の古い法律では、ハンセン病患者は差別され排除されている。各国政府に対して、法を見直し差別を終わらせるよう求める。政府には子どもをハンセン病と生涯に悪影響をもたらす構造的暴力から守る義務がある。

ホロコースト犠牲者を想起する国際デーに向けて高等弁務官が声明

2019/01/25

国連人権高等弁務官事務所

1月27日のホロコースト犠牲者を想起する国際デーに向けて、バチエレ人権高等弁務官が声明を発表した。内容は以下のとおり。現在、反ユダヤ主義やマイノリティに対する身体的暴行やハラスメントなど、様々な形態の憎悪が急増している。国の指導者が積極的に支援している場合もある。同時に、ホロコーストを防止・拒絶しようとする努力も続いている。我々はこうした憎悪が常態化しないよう団結しなければならない。徐々に増大する反ユダヤ主義、外国人排斥、特定のカテゴリーの人々から人間性と権利を奪おうとするその他の試みに対抗しなければならない。ホロコーストはガス室から始まったのではなく、憎悪は言動・ステレオタイプ・偏見から徐々に発展したものだとする指摘もある。20世紀の教訓を想起すべき時である。人権の保護と差別の中止を指導者に求めることによって初めて、迫害とジェノサイドが再発しないことを真に確保することができる。

## 子どもの権利委員会 締約国と会合

2019/01/30

### 国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会は、子どもの権利条約締約国との非公式会合を行った。委員長は、3つの選択議定書の批准のペースが遅いことに懸念を示すとともに、昨年9月28日に行われた人権擁護活動家としての子どものエンパワーと保護に関する討議が成功裏に終わったことなどに言及した。委員は、子どもの権利条約30周年を記念して国連総会でのイベント開催や、子どもが理解しやすい条約の文書作成などが計画されていると述べた。また、今会期に読会が行われる2007年の一般的意見第10号(司法の運営における子どもの権利)の改訂、子どもの売買・買売春・ポルノに関する選択議定書の実施ガイドラインの進捗状況などを説明した。さらに、デジタル環境における子どもの権利をテーマとした新たな一般的意見が予定されており、デジタル技術にアクセスしその恩恵を享受する権利とデジタル環境に関わる危害・リスクから保護される権利のバランスについて記載することになると述べた。